

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団大下クリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について, 該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市天応南町 11 番 1 号

注) 複数の事務所を有する場合は, 主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 12 年 7 月 19 日

(4) 設立登記年月日 平成 12 年 8 月 22 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院, 診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団大下 クリニック	広島県呉市天応南町 11 番 1 号	無床
介護老人 保健施設	該当なし		
介 護 医 療 院	該当なし		

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については, その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は, 医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は, 入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 6月24日 令和 3年度決算の決定
令和 4年 6月24日 理事の辞任による改選
令和 4年 6月24日 借入金の最高限度額の承認
令和 5年 4月20日 令和 5年度予算の承認

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人 社団 大下クリニック

※医療法人整理番号

所在地 呉市天応南町 1 1 - 1

財 産 目 録
(令和 5 年 4 月 30 日現在)

1. 資 産 額	124,152 千円
2. 負 債 額	2,668 千円
3. 純 資 産 額	121,484 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,096
B 固 定 資 産	78,056
C 資 産 合 計 (A+B)	124,152
D 負 債 合 計	2,668
E 純 資 産 (C-D)	121,484

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 社団 大下クリニック

※医療法人整理番号

所在地 呉市天応南町11-1

貸 借 対 照 表

(令和 5年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	46,096	I 流 動 負 債	2,182
II 固 定 資 産	78,056	II 固 定 負 債	486
1 有 形 固 定 資 産	40,349	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	2,206	負 債 合 計	2,668
3 そ の 他 の 資 産	35,501	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	25,000
		II 積 立 金	96,484
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	121,484
資 産 合 計	124,152	負債・純資産合計	124,152

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 社団 大下クリニック

所在地 呉市天応南町11-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和4年5月1日 至 令和5年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	60,371
2 事業費用	55,462
本来業務事業利益	4,909
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	4,909
II 事業外収益	2,014
III 事業外費用	
経常利益	6,923
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	6,923
法人税等	1,179
当期純利益	5,744

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 大下クリニック

理事長 大下 智彦 殿

私は、医療法人社団 大下クリニックの令和4会計年度（令和4年 5月 1日から令和5年 4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和5年 6月24日

医療法人社団 大下クリニック

監事

この監査報告書の写しは原本と相違ありません。

医療法人社団 大下クリニック

理事長 大下 智彦